

はぴジョブ個別条件表

はぴジョブ利用契約書 兼 手数料条件確認書 別紙

本個別条件表は、SAPANA 合同会社（以下「甲」という。）と下記相手方（以下「乙」という。）との間で締結する「はぴジョブ利用契約書 兼 手数料条件確認書」に付随し、個別の手数料条件、支払条件、返戻金条件その他必要事項を定めるものとする。

1. 基本情報

契約締結日	令和 年 月 日
甲	SAPANA 合同会社（はぴジョブ）
甲所在地	東京都渋谷区渋谷 2 丁目 7-14 Vort 青山 4 階
甲代表者	KC PREM
法人番号	013303003650
有料職業紹介事業許可番号	13-ユ-317275
乙	_____
対象求人・案件	_____
対象候補者	_____

2. 手数料条件

特定技能	候補者 1 名につき一律 金 10,000 円（税抜）
技人国	紹介料等の 30%（税抜）。ただし、候補者 1 名につき下限 金 50,000 円、上限 金 150,000 円とする。
紹介料等の定義	乙または乙の関係先が、採用等に関して受領し、または受領予定の紹介料、業務委託料、成功報酬その他これに類する対価をいう。
請求時期	候補者の入社後、甲が乙に対して請求書を発行する。発行日は求人票ごとに甲乙協議により定めることができる。別途合意しない限り、請求書の発行日にかかわらず、下記の支払期日は変更されない。
支払期限	候補者の入社日の属する月の 3 か月後の末日まで
振込手数料	振込を行う側の負担とする。

3. 返戻金条件

区分	退職・不許可等の時期／事由	返戻内容
技人国	入社日から 3 か月以内の自己都合退職	手数料の 50%
技人国	入社日から 3 か月を超えた場合の退職	返戻なし
特定技能	入社日から 3 か月以内の自己都合退職	手数料の 50%
特定技能	入社日から 3 か月を超えた場合の退職	返戻なし

支払前・支払後の精算

返戻条件が手数料の支払前に確定した場合、甲は当該手数料の 50%のみを請求する。手数料の支払後に確定した場合、甲は乙に対し、受領済手数料の 50%を返戻する。

返戻対象期間と支払期限の区別

上表の返戻対象期間は入社日から 3 か月以内とし、支払期限である入社日の属する月の 3 か月後の末日まで延長されるものではない。

在留資格不許可・就業開始不能等

候補者側の虚偽申告により在留資格不許可その他就業開始不能となった場合、甲は受領済手数料の全額を乙へ返戻する。乙または乙の関係先の書類不備、手続不備、求人条件相違その他乙側に起因する不許可または就業開始不能の場合、返戻金は発生しないものとする。

その他の条件

その他の返戻対象外事由、確認資料および返戻時の振込手数料については、基本契約書第 10 条の定めに従う。

4. 直接採用・関係先採用

適用対象	甲が情報提供、紹介、推薦または提示した候補者について、乙または乙の関係先が直接採用、ヘッドハンティング、紹介、雇用、業務委託その他名称を問わず採用等を行った場合。ただし、乙または乙の関係先が、甲から候補者情報の提供を受ける前から把握または管理していた候補者については、適用対象外とする。
適用期間	候補者情報提供日から 6 か月間
手数料	本個別条件表に定める手数料条件を適用する。

5. 特記事項

特記事項	
優先関係	本個別条件表と基本契約書または事業者向け利用規約の内容が異なる場合、本個別条件表の定めが優先して適用される。

以上、本個別条件表の内容を確認し、甲乙記名押印または電子署名のうえ、各 1 通を保有する。

甲 SAPANA 合同会社（はぴジョブ）	乙
所在地：東京都渋谷区渋谷 2 丁目 7-14 Vort 青山 4 階	所在地：
代表者：KC PREM 印	代表者： 印
法人番号：013303003650	
有料職業紹介事業許可番号：13-ユ-317275	